

2016年3月25日

中小企業のための 法務講座

中国・香港の商標

知的財産権という言葉を聞くようになって久しいが、企業の国際化とともにその重要性は増すばかりです。自社の知的財産権を守ることは企業として当然のこととなりつ

当該香港企業の商標登録の取消を認める最終判決が下されました。2000年5月に、良品計画が

商品または、サービスを、他の事業の商品またはサービスと識別できる

当該香港企業の商標登録の無効取消を提起してから、実際に7年5ヶ月もの

歳月を費やしたことになります。その間の訴訟費

商品またはサービスの登録する必要があります。

筆者紹介
ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談、契約書作成得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

(株)良品計画(以下、良品計画とする)とは無関係な香港企業が中国で「無印良品」および「MUJI」の商標を第25区分(被服、帽子、靴下、靴)で登録していた件について、

①商標とは
商標とは、ある事業の

当該香港企業の商標登録の取消を認める最終判決が下されました。2000年5月に、良品計画が

商品または、サービスを、他の事業の商品またはサービスと識別できる

当該香港企業の商標登録の無効取消を提起してから、実際に7年5ヶ月もの

歳月を費やしたことになります。その間の訴訟費

商品またはサービスの登録する必要があります。

が登録されていたとして、たため、良品計画は、第25区分以外の区分の当該商品または、サービスを、他の事業の商品またはサービスと識別できる

当該香港企業の商標登録の無効取消を提起してから、実際に7年5ヶ月もの

歳月を費やしたことになります。その間の訴訟費

商品またはサービスの登録する必要があります。

して商標登録を行うか、または、マドリット協定

議定書に基づいた出願で、国際登録を行うことが必要です。商標は各国共通で保護されるものではなく、地域的なものであるため、日本で御社の商標

が登録されていても、日本のみでしかその権利は守られません。良品計画の場合、香港では

サービスは第35区分から第45区分までに分けられており、この分類は世界共通です。上記の良品計画の事例で、当該香港企

業による商標登録は、被服や履物の区分である第25区分においてのみだつ

り、ひいては費用がかかります。また、知的財産も、日本のみでしかその権利は守られません。良品計画の場合、香港では

商標の出願についてはすぐ認められましたが、当該商標登録の無効取消を認められたにも関わらず、

自社の標識を登録していないことは、裁判官の心象にどのような影響を及ぼすかは、頭の良い読者の皆さんには言うまでもないことでしょう。

一方、登録された商標の持ち主は、商標が侵害された場合には一枚の証書を提示するだけで、簡単に侵害者を起訴することができます。また、訴訟を起こすまでもなく、偽者や海賊版が見つかっただ場合、税関で素早く取り締まりや調査をしても

らうことが可能ですが、逆に、登録されていなければ、税関の力を借りるこ

とはできません。

(二)のシリーズは月1回掲載します)